

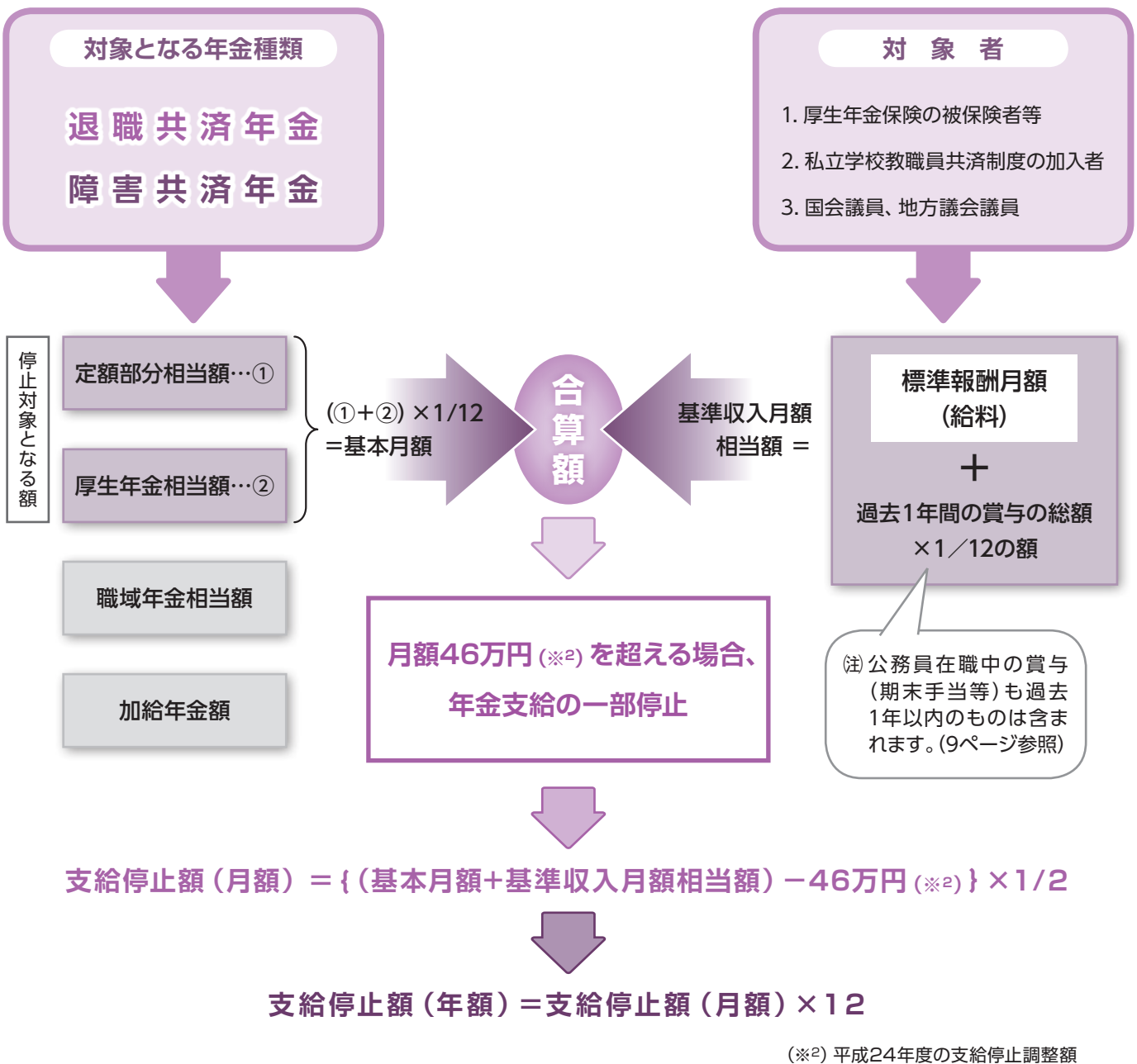
❀ 年金受給者が再就職又は再雇用された場合には、 受給している年金の一部が停止されることがあります！

退職共済年金及び障害共済年金の受給者が、再就職又は再雇用され厚生年金保険の被保険者等※¹になった場合には、受給している年金額の一部が支給停止されることがあります。

このため、再就職先又は再雇用先で、次の1～3に該当するときは、所定の様式『年金受給権者再就職届書（他制度加入用）』による届出が必要となります。

※¹ 厚生年金保険の被保険者等とは次の1～3をいいます。

1. 厚生年金保険の被保険者
2. 私立学校教職員共済制度の加入者
3. 国会議員・地方議会議員



標準報酬月額は事業主から厚生労働大臣への届出に基づき決定されています。届出の時期等によっては、年金額の一部支給停止額の算定が遅れることがあります。このような場合、次回以降の定例支給期に遡って調整することになります。

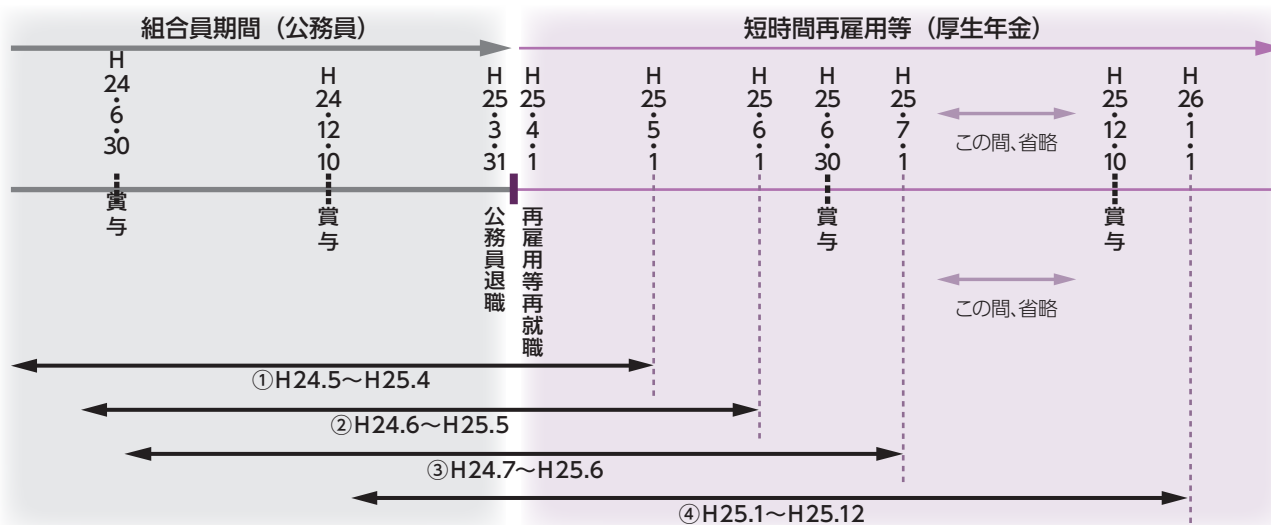
《年金の一部停止にかかる計算のポイント》

◆一部停止の計算には、過去1年間の賞与が使用されます。

平成25年4月に再就職（再雇用）した場合の、過去1年間の賞与（期末手当等）には、公務員時代の賞与が含まれます。

過去1年間の賞与の取扱いは次の①～④のようになります。（下図参照）

- ① 平成25年5月分からの計算式には、平成24年5月から平成25年4月までの間の賞与が使用されます。
- ② 平成25年6月分からの計算式には、平成24年6月から平成25年5月までの間の賞与が使用されます。
- ③ 平成25年7月分からの計算式には、平成24年7月から平成25年6月までの間の賞与が使用されます。
- ④ 平成26年1月分からの計算式には、平成25年1月から平成25年12月までの間の賞与が使用されます。



❀ 退職予定者等年金相談会について

共済組合では、58歳以上の組合員で平成24年度の退職予定者及び以前に退職した58歳以上の元組合員を対象に、退職後における生活設計の一助となるよう「退職予定者等年金相談会」を行っており、今年度は、県内9箇所の会場において開催し、262名の方々にご参加をいただき、無事終了いたしました。

退職予定者等年金相談会では、年金制度の概要、受給される年金額、退職後に再就職した場合の年金額などについて説明させていただき、その後個人的なご質問・ご相談に応じさせていただいております。

次年度の開催予定等につきましては、共済ニュース4月号に掲載の予定です。

なお、年金相談会は終了いたしました。今後お受取になられる年金の見込額などについては、ご自身でご覧いただく下記の「地共済年金情報 Web サイト」を利用させていただくことができますのでご利用いただくとともに、年金に関するお問い合わせについては、共済組合年金課までご照会ください。

❀ 年金見込額などが閲覧できます！

ホームページで年金見込額などを閲覧するには、「地共済年金情報 Web サイト」への利用申し込み手続きが必要となりますので、申し込みをされる方は、最終ページの下段のアドレスより利用申請の手続きを行ってください。

